

WideAngleサービス利用規約 【現改比較表】 2023年7月21日現在

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(規約の制定)

- 第一条 当社は WideAngle サービス利用規約（サービス仕様書および別紙を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより WideAngle 総合リスクマネジメントサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは第四条（用語の定義）にて定義される「個別サービス」によって構成されます。
- 2 本サービスの提供に伴い、当社が契約者に対してセキュリティ機器を貸与する場合、当該セキュリティ機器については、本規約の別紙 1 に規定される「機器サービスに関する条件」が追加して適用されるものとします。

(規約の制定)

- 第一条 当社は WideAngle サービス利用規約（サービス仕様書および別紙を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより WideAngle 総合リスクマネジメントサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは第四条（用語の定義）にて定義される「個別サービス」によって構成されます。
- 2 本サービスの提供に伴い、当社が契約者に対してセキュリティ機器を貸与する場合、当該セキュリティ機器については、本規約の別紙 1 に規定される「機器サービスに関する条件」が追加して適用されるものとします。[この場合、本サービスは機器サービスを含むものとします。](#)

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(用語の定義)

(略)

(2)「個別サービス」とは、本規約に同意の上、申込者が当社所定の方法により申込み、本規約の別紙2に記載されている個々のサービスをいいます。

(3)「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。

(4)「申込書」とは、当社が別に定める申込様式又はWideAngleサービス利用契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。

(5)「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する12か月以上の期間（ただし、当該個別サービスが1回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するもの場合はこの限りではありません。）をいいます。

(6)「サービス開始日」とは、申込書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。

(7)「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条（再販又は卸売等）により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。

(8)「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器（ソフトウェアの場合を含む。）であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシ

(用語の定義)

(略)

(2)「個別サービス」とは、本規約に同意の上、申込者が当社所定の方法により申込み、本規約の別紙2に記載されている個々のサービスをいいます。

(3)「機器サービス」とは、当社が契約者に対して個別サービスの対象となるセキュリティ機器を貸与することをいいます。

(4)「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。

(5)「契約書」とは、当社が別に定める申込様式又はWideAngleサービス利用契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。

(6)「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する12か月以上の期間（ただし、当該個別サービスが1回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するもの場合はこの限りではありません。）をいいます。

(7)「機器サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して機器サービスを提供する期間をいい、機器サービス提供期間の終了日は個別サービス提供期間の終了日と同一とします。

(8)「サービス開始日」とは、契約書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。

(9)「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条（再販又は卸売等）により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。

(10)「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器（ソフトウェアの場合を含む。）であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシ

～2023年8月20日	2023年8月21日～
<p>システムに関わる事象を検知し、防御し又はログとして蓄積する仕組みを有する機器（複数の機器で構成される場合を含む。）をいいます。</p> <p><u>(9)</u> 「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙3に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。</p>	<p>システムに関わる事象を検知し、防御し又はログとして蓄積する仕組みを有する機器（複数の機器で構成される場合を含む。）をいいます。</p> <p><u>(11)</u> 「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙3に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。</p>

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(申込みと承諾)

第五条 個別サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込みものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。（以下、承諾した時を「契約締結日」とします。）

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望する個別サービスの提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
- (2) 個別サービスの申込者が当社の提供する個別サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 個別サービスの申込者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
- (5) 当社からの個別サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
- (6) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき

(申込みと承諾)

第五条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込みものとします。

2 当社がサービス利用の申込みに対して承諾したときをもって契約の成立とし（以下、承諾した時を「契約締結日」とします。）、成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望する本サービスの提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 契約書に虚偽の記載がなされたとき
- (5) 当社からの本サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
- (6) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(再販又は卸売等)

第六条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく 個別 サービスを第三者に対して再販又は卸売してはなりません。

2 契約者が前項に基づいて第三者に再販又は卸売を行う場合、契約者は次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による 個別 サービス若しくは類似のサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある方法で 個別 サービスを再販又は卸売してはなりません。
- (2) 本規約における自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の義務違反があった場合は、自己の義務違反として責任を負います。
- (3) 当該第三者の問い合わせ、クレーム、損害賠償請求その他一切の紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本契約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負います。
- (4) 当該第三者に 個別 サービスの更なる再販又は卸売を許諾してはなりません。

(再販又は卸売等)

第六条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく 本 サービスを第三者に対して再販又は卸売してはなりません。

2 契約者が前項に基づいて第三者に再販又は卸売を行う場合、契約者は次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による 本 サービス若しくは類似のサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある方法で 本 サービスを再販又は卸売してはなりません。
- (2) 本規約における自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の義務違反があった場合は、自己の義務違反として責任を負います。
- (3) 当該第三者の問い合わせ、クレーム、損害賠償請求その他一切の紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本契約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負います。
- (4) 当該第三者に 本 サービスの更なる再販又は卸売を許諾してはなりません。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(個別サービスの提供)

- 第七条 当社は、サービス開始日に、申込みを受けた個別サービスの提供を開始します。
- 2 個別サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、サービス仕様書又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとします。
 - 3 当社は、サービス開始日に各個別サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上サービス開始日を変更することができます。この場合において、申込書により指定されるサービス終了日は変更されません。
 - 4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、サービス開始日の変更のため追加が必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。
 - 5 各個別サービス提供期間は、契約者が当該個別サービス提供期間満了日の30日前までに当社に書面で提供期間を更新しない旨を通知しない限り、同一条件で12か月延長します。
 - 6 前項の規定にかかわらず、セキュリティ機器や技術の陳腐化、設備等の合理化又はその他の事由により個別サービスの提供の継続が相応でないと判断した場合、当社は当該個別サービスの提供期間の延長をしないことがあります。

(本サービスの提供)

- 第七条 当社は、サービス開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。
- 2 本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、サービス仕様書又は契約書に記載されている場合、契約者は、サービス開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとします。
 - 3 当社は、サービス開始日に各サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上サービス開始日を変更することができます。この場合において、契約書により指定されるサービス終了日は変更されません。
 - 4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、サービス開始日の変更のため追加が必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。
 - 5 本サービス提供期間は、契約者が当該本サービス提供期間満了日の30日前までに当社に書面で提供期間を更新しない旨を通知しない限り、同一条件で12か月延長します。
 - 6 前項の規定にかかわらず、セキュリティ機器や技術の陳腐化、設備等の合理化又はその他の事由により本サービスの提供の継続が相応でないと判断した場合、当社は当該本サービスの提供期間の延長をしないことがあります。

～2023年8月20日	2023年8月21日～
<p>(提供中止)</p> <p>第八条 当社は、次の場合には<u>個別</u>サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。 (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (3) <u>個別</u>サービスが正常に動作せず、当該<u>個別</u>サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。 (4) 法令等に基づく強制的な処分により<u>個別</u>サービスを提供することが著しく困難となったとき。 (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。 <p>2 当社は、<u>個別</u>サービスの全部又は一部の提供中止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</p>	<p>(提供中止)</p> <p>第八条 当社は、次の場合には<u>本</u>サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。 (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (3) <u>本</u>サービスが正常に動作せず、当該<u>本</u>サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。 (4) 法令等に基づく強制的な処分により<u>本</u>サービスを提供することが著しく困難となったとき。 (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。 <p>2 当社は、<u>本</u>サービスの全部又は一部の提供中止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</p>
<p>(提供中止の通知)</p> <p>第九条 当社は、前条の規定により<u>個別</u>サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>(提供中止の通知)</p> <p>第九条 当社は、前条の規定により<u>本</u>サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(サービスの廃止)

- 第十条 当社は、当社の都合により個別サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 前項の規定による個別サービスの全部又は一部の廃止があったときは、個別サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
 - 当社は、個別サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 当社は本条第1項の規定により個別サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

(サービスの廃止)

- 第十条 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、本サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
 - 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 当社は本条第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

(サービス料金)

- 第十一条 個別サービス、付加機能および別紙1に定義する機器サービスの料金（以下、「サービス料金」とする。）は、別途書面により定めます。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- サービスの料金を改定する必要（物価の上昇・経済事情の変動等を含むがこれに限らない）が生じたときは、当社はこれを改定することができます。

(サービス料金)

- 第十一条 個別サービス、付加機能および機器サービスの料金（以下、「サービス料金」とする。）は、別途書面により定めます。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- サービスの料金を改定する必要（物価の上昇・経済事情の変動等を含むがこれに限らない）が生じたときは、当社はこれを改定することができます。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(サービス料金の支払い)

第十二条 契約者は、当社が契約者に個別サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 前項の期間において、提供中止等により個別サービスの提供ができない状態が生じた場合の料金の支払いは、次によります。

- (1) 個別サービス提供期間中に第八条（提供中止）に定める提供中止があったとしても、契約者はその期間の支払いを要します。
- (2) 当社の責に帰すべき事由により個別サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス料金については、その支払いを要しません。

(サービス料金の支払い)

第十二条 契約者は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 前項の期間において、提供中止等により本サービスの提供ができない状態が生じた場合の料金の支払いは、次によります。

- (1) 本サービス提供期間中に第八条（提供中止）に定める提供中止があったとしても、契約者はその期間の支払いを要します。
- (2) 本契約において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス料金については、その支払いを要しません。なお、個別サービスを複数利用している場合、全く利用できない状態にある個別サービス（当該個別サービスにかかる機器サービスを含みます）に関するサービス料金に限って本項が適用されるものとします。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(契約者の義務)

第十三条 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。又、契約者は、契約者のエンドユーザーに個別サービスを利用させる場合は、契約者のエンドユーザーに対して以下の事項を遵守させるものとします。

- (1) 当社が個別サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
- (2) 当社が個別サービスを提供できるようにするため、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。
- (3) 当社が個別サービスを提供するために必要な範囲で当社による契約者のセキュリティ機器の情報閲覧、操作及びベンダーサポート契約の利用を許可すること。
- (4) 当社が個別サービスの利用の前提となる要求条件をサービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のセキュリティ機器、ネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (5) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- (6) 個別サービスの提供のために必要と当社が判断する場合、当社又は当社の関連会社の従業員による契約者の敷地又は施設内への合理的な立ち入り及び調査について、許可すること。
- (7) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (8) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。

(契約者の義務)

第十三条 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。又、契約者は、契約者のエンドユーザーに本サービスを利用させる場合は、契約者のエンドユーザーに対して以下の事項を遵守させるものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
- (2) 当社が本サービスを提供できるようにするため、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。
- (3) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲で当社による契約者のセキュリティ機器の情報閲覧、操作及びベンダーサポート契約の利用を許可すること。
- (4) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件をサービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のセキュリティ機器、ネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (5) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- (6) 本サービスの提供のために必要と当社が判断する場合、当社又は当社の関連会社の従業員による契約者の敷地又は施設内への合理的な立ち入り及び調査について、許可すること。
- (7) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (8) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。

～2023年8月20日	2023年8月21日～
<p>(9) <u>個別</u>サービスに係る ID 並びにパスワード及びパスフレーズ（以下「ID 等」という）を管理する責任を負うものとし、その内容を他のサービスに係る ID 等と同一にせず、第三者が容易に類推しうる文字列を使わず、又みだりに第三者に知らせないこと。</p> <p>(10) 当社の他の顧客に対して<u>個別</u>サービス又は類似のサービスを提供することを妨げるような方法で本サービスを利用しないこと。</p> <p>(11) 本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で個別サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。</p> <p>(12) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不相当と判断する行為を行わないこと。</p>	<p>(9) <u>本</u>サービスに係る ID 並びにパスワード及びパスフレーズ（以下「ID 等」という）を管理する責任を負うものとし、その内容を他のサービスに係る ID 等と同一にせず、第三者が容易に類推しうる文字列を使わず、又みだりに第三者に知らせないこと。</p> <p>(10) 当社の他の顧客に対して<u>本</u>サービス又は類似のサービスを提供することを妨げるような方法で本サービスを利用しないこと。</p> <p>(11) <u>個別</u>サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で個別サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。</p> <p>(12) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不相当と判断する行為を行わないこと。</p>
<p>(契約者の義務違反)</p> <p>第十四条 当社は、契約者若しくは契約者のエンドユーザーが本条に規定される義務を怠ったとき又は本条に規定される義務を怠ったことにより<u>個別</u>サービスに支障が生じたとき当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（<u>個別</u>サービスの提供の中止又は解除を含みますが、がこれに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。</p>	<p>(契約者の義務違反)</p> <p>第十四条 当社は、契約者若しくは契約者のエンドユーザーが本条に規定される義務を怠ったとき又は本条に規定される義務を怠ったことにより<u>本</u>サービスに支障が生じたとき当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（<u>本</u>サービスの提供の中止又は解除を含みますが、がこれに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。</p>

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(当社が行う契約の解除)

第十五条 当社は、本契約の全部又は一部を以下の場合に解除できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解除により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が個別サービスの全部又は一部を廃止するとき
- (2) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかったとき
- (3) 本契約の全部又は一部に係る個別サービスの全部又は一部の提供に必要なセキュリティ機器が製造業者のサポートを受けられなくなったとき
- (4) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されないとき
- (5) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) 法規制等により、本契約の全部又は一部の提供が困難となったと当社が判断したとき
- (7) 前各号のほか、契約者が、個別サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(当社が行う契約の解除)

第十五条 当社は、本契約の全部又は一部を以下の場合に解除できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解除により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスの全部又は一部を廃止するとき
- (2) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかったとき
- (3) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供に必要なセキュリティ機器が製造業者のサポートを受けられなくなったとき
- (4) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されないとき
- (5) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) 法規制等により、本契約の全部又は一部の提供が困難となったと当社が判断したとき
- (7) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(解除の違約金等)

第十六条 個別サービス提供期間内に本契約の全部又は一部が解除された場合、その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解除日までに発生したサービス料金に加え、残存する個別サービス提供期間に相当するサービス料金（ただし付加機能に係る料金を除く）を、違約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。

2 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が個別サービスの全部又は一部を廃止するときで、契約者が当社に、当該サービスが廃止により終了となる日以降の個別サービス提供期間のサービス料金を既に支払っていた場合は、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に支払うものとします。

(解除の違約金等)

第十六条 本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部が解除された場合、その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解除日までに発生したサービス料金に加え、残存する本サービス提供期間に相当するサービス料金（ただし付加機能に係る料金を除く）を、違約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。また、契約締結日からサービス開始日までに本契約を解約された場合、当該解約時点までに行った本サービス導入のための環境構築業務の対価として、当社が合理的に算出した金額を、解約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。

2 本サービス提供期間内に契約を変更し、変更後のサービス提供期間の終了日が当初の本サービス提供期間の終了日よりも早くなる場合には、変更後のサービス提供期間の終了日から変更前のサービス提供期間の終了日までの期間分について当該変更前のメニューにかかる違約金が発生します。

3 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスの全部又は一部を廃止するときで、契約者が当社に、当該サービスが廃止により終了となる日以降の本サービス提供期間のサービス料金を既に支払っていた場合は、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に支払うものとします。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(非保証)

第十七条 当社は、個別サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために個別サービスを選択したこと、個別サービスを利用するための準備およびその利用方法、個別サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

- 2 当社は、個別サービスが日本国外の地域の規制(法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません。)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者又は契約者のエンドユーザーによる日本国外の地域での個別サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

(非保証)

第十七条 当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスを選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

- 2 当社は、個別サービスが日本国外の地域の規制(法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません。)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者又は契約者のエンドユーザーによる日本国外の地域での個別サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

(責任の除外)

(略)

- (8) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による個別サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます。）。

(責任の除外)

(略)

- (8) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます。）。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

(損害賠償)

第十九条 当社は、本規約にて別段の定めがある場合を除き、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第十二条第二項第二号の適用に加え、本契約の解除の有無にかかわらず、損害の原因となった事象が発生した月にかかる第十一条（サービス料金）に定めるサービス料金の1ヶ月分相当額を限度として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第十九条 当社は、本規約にて別段の定めがある場合を除き、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第十二条第二項第二号の適用に加え、本契約の解除の有無にかかわらず、損害の原因となった事象が発生した個別サービス（個別サービスにかかる機器サービスを含む）にかかる第十一条（サービス料金）に定めるサービス料金の1ヶ月分相当額を限度として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。

(知的財産の帰属)

第二十二条 個別サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム（個別サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、物品及びドキュメント（本規約書、サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む）（プログラム、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

(知的財産の帰属)

第二十二条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム（個別サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、物品及びドキュメント（本規約書、サービス仕様書、契約書、マニュアル及びレポート等を含む）（プログラム、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

～2023年8月20日	2023年8月21日～
<p>(知的財産の取り扱い)</p> <p>2 契約者は、当社又は当社の指定する者が所有権を有するプログラム等が貸与されている場合には、該当の<u>個別</u>サービスにかかる契約の終了後、速やかに当社に対してこれらを返却するものとしします。また、当該返却作業に必要な範囲内において、当社は契約者の施設に立入ることができるものとしします。</p> <p>3 第二十二條（知的財産の帰属）に規定する知的財産権について権利者が使用許諾条件を定めている場合は、契約者は当該プログラム等に係る使用許諾条件を遵守し、また該当の<u>個別</u>サービスを利用する契約者のエンドユーザーに遵守させるものとしします。</p>	<p>(知的財産の取り扱い)</p> <p>2 契約者は、当社又は当社の指定する者が所有権を有するプログラム等が貸与されている場合には、該当の<u>本</u>サービスにかかる契約の終了後、速やかに当社に対してこれらを返却するものとしします。また、当該返却作業に必要な範囲内において、当社は契約者の施設に立入ることができるものとしします。</p> <p>3 第二十二條（知的財産の帰属）に規定する知的財産権について権利者が使用許諾条件を定めている場合は、契約者は当該プログラム等に係る使用許諾条件を遵守し、また該当の<u>本</u>サービスを利用する契約者のエンドユーザーに遵守させるものとしします。</p>
<p>(第三者委託)</p> <p>第二十四條 当社は、<u>個別</u>サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があります、契約者はそれに同意するものとしします。</p>	<p>(第三者委託)</p> <p>第二十四條 当社は、<u>本</u>サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があります、契約者はそれに同意するものとしします。</p>

～2023年8月20日	2023年8月21日～
<p>(情報の取り扱い)</p> <p>第二十五条 当社は、<u>個別</u>サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス又は不正プログラムの手法及びそれらの発信元に関する情報について、以下の利用を行うことがあります、契約者はそれに同意するものとします。</p> <p>(1) 契約者の利用する<u>個別</u>サービスの有用性を高めるため、当社の関連会社と共有し解析を行うこと。</p> <p>(2) 当社又は当社の関連会社の提供するサービスの契約者の全部又は一部のために、セキュリティ対策のデータとして利用すること。</p> <p>(3) セキュリティに関する啓発を目的として、<u>個別</u>サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。</p> <p>(4) 当社又は当社の関連会社の設備の保全、サービスの開発、又はその他の業務の遂行のために利用すること。</p>	<p>(情報の取り扱い)</p> <p>第二十五条 当社は、<u>本</u>サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス又は不正プログラムの手法及びそれらの発信元に関する情報について、以下の利用を行うことがあります、契約者はそれに同意するものとします。</p> <p>(1) 契約者の利用する<u>本</u>サービスの有用性を高めるため、当社の関連会社と共有し解析を行うこと。</p> <p>(2) 当社又は当社の関連会社の提供するサービスの契約者の全部又は一部のために、セキュリティ対策のデータとして利用すること。</p> <p>(3) セキュリティに関する啓発を目的として、<u>本</u>サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。</p> <p>(4) 当社又は当社の関連会社の設備の保全、サービスの開発、又はその他の業務の遂行のために利用すること。</p>
<p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第二十六条 <u>個別</u>サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー（ http://www.ntt.com/privacy/ ）の定めるところによります。</p>	<p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第二十六条 <u>本</u>サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー（ http://www.ntt.com/privacy/ ）の定めるところによります。</p>
<p>(権利義務の譲渡の制限)</p> <p>第二十八条 契約者が本契約に基づいて<u>個別</u>サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社の承諾がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>(権利義務の譲渡の制限)</p> <p>第二十八条 契約者が本契約に基づいて<u>本</u>サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社の承諾がある場合はこの限りではありません。</p>

～2023年8月20日

2023年8月21日～

別紙 1 機器サービスに関する条件

本別紙は、当社が提供する個別サービスにセキュリティ機器の貸与が含まれる場合、「WideAngle 利用規約」（以下「本紙」といいます）と併せて適用されます。

1 機器サービスの内容

- 1.1 当社は契約者に、個別サービスの対象となるセキュリティ機器（以下「対象機器」といいます）を貸与し（以下「機器サービス」といいます）、契約者はこれを善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って使用できるものとしします。
- 1.2 本機器サービスの提供期間は、申込書で指定される個別サービス提供期間と同一とします。個別サービス提供期間の延長があった場合は、本機器サービスの提供期間も同一の期間、自動的に延長されるものとしします。
- 1.3 本機器サービスのサービス料金、対象機器の機種および数量は、申込書、又は申込書に添付される別表によります。

(略)

14 対象国

本機器サービスの提供は日本国内のみとします。

別紙 1 機器サービスに関する条件

本別紙は、当社が提供する個別サービスにセキュリティ機器の貸与が含まれる場合、「WideAngle 利用規約」（以下「本紙」といいます）と併せて適用されます。

本別紙と本紙の内容に齟齬が生じる場合は本別紙の内容が優先して適用されます。

1 機器サービスの内容

- 1.1 契約者はセキュリティ機器を善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って使用できるものとしします。
- 1.2 機器サービス提供期間は契約書で指定される個別サービス提供期間と同一とします。個別サービス提供期間の延長があった場合は、当該個別サービスに関連する機器サービスの提供期間も同一の期間、自動的に延長されるものとしします。

(略)

14 対象国

本機器サービスは日本国内においてのみ提供します。

15 違約金

機器サービスの対象がクラウド CP-POD であった場合、契約書に違約金の定めがない限り、解除の当月分として月額費用に相当する料金に加え、当月を除く残存する提供期間については残存する提供期間に相当するサービス料金の 15%を、違約金として当社が定める日まで一括で支払うものとしします。ただし、100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしします。

～2023年8月20日

2023年8月21日～

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)		

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)		

※ WSS 基本パック、WSS RTMDパック、WSS分析、プロアクティブ レスポンスは2023年4月30日以降、新規申し込みを受け付けないものとします。

附則（2023年8月21日 MSSセ000400000328-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2023年8月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じたWideAngleサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。